

地域医療介護情報ネットワークシステム

「高知あんしんネット」 住民参加規約兼個人情報取扱い規約

一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会(以下「協議会」)は、住民の皆さまにより安心・安全に健康・医療・介護サービスをお届けすることを目指す「高知あんしんネット」を運営しています。住民の皆さまに「高知あんしんネット」を利用していただくためには、健康・医療・介護に関する個人情報をご提供いただくことに同意していただくことが必要です。住民の皆さまと確かな信頼関係を築き上げ、安心して「高知あんしんネット」に参加することへ同意いただくために、次の通りご理解いただく必要のある項目をお示しすると共に、下記の項目を順守することをお約束します。

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、協議会が管理・運営する地域医療介護連携ネットワークシステム「高知あんしんネット」(以下、「高知あんしんネット」という)の利用に関する個人情報取扱いについて必要な事項を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義を、以下に定めます。

用語	説明
協議会	高知県の病院・医科診療所・歯科診療所・保険薬局・訪問看護ステーション・介護事業所等が中心となり構成される団体である「一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会」を指します。
「地域医療介護連携ネットワークシステム」	患者の同意のもと、参加登録施設の間で、医療・介護サービスの提供上必要な医療・介護情報(患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等)を国の関係ガイドラインを満たして電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組みを指します。
住民	居住・就労する等によって高知県において主に活動する住民をいいます。参加登録時点での医療・介護サービスの利用の有無は問いません。
施設	健康・医療・介護サービスのうち、いずれか一つ以上を提供する病院・医科診療所・歯科診療所・保険薬局・訪問看護ステーション・介護事業所等を指します。
参加登録	住民・施設が、「高知あんしんネット」への参加に同意し、参加を申込み、申込を受理され、サービス利用が可能な状態を指します。
協議会事務局	「高知あんしんネット」の管理・運営に必要な事務を担う、協議会内に設けられた機関を指します。
参加受付窓口	協議会事務局、または「高知あんしんネット」参加施設等、「高知あんしんネット」への「参加申込書」等の提出を受け付けている窓口をいいます。
個人情報	個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する、「個人情報」をいいます。

(高知あんしんネットのサービス利用)

第3条 住民が「高知あんしんネット」のサービスを利用するためには、本規約に基づき、「高知あんしんネット」への参加登録手続きを行っていただくことが必要です。

第2章 参加登録

(参加申込)

第4条 「高知あんしんネット」へ参加登録するためには、本規約の内容をご承諾いただき、協議会所定の「参加申込書」に必要な事項を記入し協議会事務局へ提出してください。

2 協議会が、「参加申込書」を受理したことをもって、申込者は本規約の内容を承諾の上、参加に同意したものとして取扱います。

(参加申込の有効性)

第5条 「参加申込書」は、協議会所定の「参加申込書」に本人が署名したもののみを有効とし、それ以外の用紙や本人の署名がないものは認めません。ただし、以下に定める事由の(1)、(2)若しくは(3)の場合には、代理人による署名を認めます。

- (1)本人が未成年の場合、親権者、保護者、未成年後見人等の一般的に署名の代理に妥当性があると思われる代理人による署名
- (2)以下の場合、家族(内縁含む)、保護者、後見人・保佐人等、一般的に署名の代理に妥当性があると思われる代理人による署名。ただし、協議会の判断によって代理人と認められないことがあります。
 - (A) 本人が被後見人、被保佐人である場合
 - (B) 本人が精神的、身体的理由により、自署が困難な場合
 - (C) その他本人の意思確認が一時的もしくは恒久的に困難である場合
- (3)本人が精神的、身体的理由により自署が困難で、かつ本人が、(2)の場合で、一般的に署名の代理に妥当性があると思われる代理人による署名も困難であり、適切な健康・医療・介護サービスの提供上やむを得ない場合、本人が利用する施設の管理者、職員を代理人とした署名。なお、この場合、「参加申込書」への代理人の署名に加えて捺印を必要とします。

(参加申込内容変更)

第6条 参加登録住民は、参加申込の内容に変更が生じた場合は、協議会所定の「参加申込内容変更届」に必要な事項を記入し、協議会事務局まで提出してください。

(高知あんしんネットからのサービス利用終了)

第7条 参加登録住民は、「高知あんしんネット」からサービスの利用を終了したい場合は、協議会所定の「サービス利用終了届け」に必要な事項を記入し、協議会事務局まで提出してください。

- 2 協議会におけるサービス利用終了の事務手続きが完了した時点で、参加登録住民に関する情報は「高知あんしんネット」から削除され、「高知あんしんネット」のサービスを利用できなくなります。
- 3 サービスの利用を終了したことを理由に健康・医療・介護サービス上の不利益を被ることは一切ありません。
- 4 協議会は、参加登録住民が次のいずれかに該当した場合は、参加登録住民のサービスの利用を終了させることができるものとします。
 - (1)協議会が定める諸規程又は本規約に重大な違反をしたとき。
 - (2)その他協議会が合理的に妥当であると認めたとき。

(参加登録の期間)

第8条 協議会において、「参加申込書」が受理されてから、「サービス利用終了届け」が受理されない限り継続されます。

第3章 個人情報の取扱い

(個人情報の利用目的)

第9条 協議会は参加登録住民の皆さまにより安心・安全な健康・医療・介護サービスをお届けすることを目的に以下の通り取得した個人情報を利用します。

- (1)「高知あんしんネット」へ参加登録する施設間での共有
- (2)将来、「高知あんしんネット」が連携する、高知県内及び隣接県内における「高知あんしんネット」と同種の「地域医療介護ネットワークシステム」への提供

(3)将来、日本国で導入される予定の「全国保健医療情報ネットワーク」への接続による「高知あんしんネット」と同種の「地域医療介護ネットワークシステム」への提供

(4)「高知あんしんネット」に参加している医療施設への用途に合わせて加工したデータの提供。ただし、本人の健康・医療・介護サービスへ直接的に資する利用、及び公衆衛生の向上に資する医療政策をはじめとした行政政策の検討及び研究での活用に必要な範囲に限ります。また、当該医療施設における倫理委員会の承認を得ることを条件とします。

(5)「高知あんしんネット」に参加している複数の医療施設が共同して(4)と同等の用途に活用する場合における、当該医療施設あるいはその代表機関への用途に合わせて加工したデータの提供。また、当該各医療施設における倫理委員会の承認を得ることを条件とします。

上記以外の目的には個人情報を利用いたしません。

(取得する個人情報)

第10条 協議会は、以下に定める個人情報を取得します。

(1)「参加申込書」同意者から提出された書類に記載された情報

(2)病名・処方・検査結果・保険証情報・健診情報・状態情報等、参加施設及び連携する他の医療介護情報ネットワークのシステムから連携された医療・介護等に関する情報

(3)病名・処方・検査結果・保険証情報・健診情報・状態情報等、参加施設及び連携する他の医療介護情報ネットワークの職員が登録した医療・介護等に関する情報

(4)その他参加施設及び連携する他の医療介護情報ネットワークが適正に取得した医療・介護等に関する情報

(個人情報の開示範囲および利用者の限定)

第11条 取得した個人情報は、現在及び将来、当ネットに参加する施設及び連携する他の医療介護情報ネットワークに開示されます。当該施設は、本規約に定める秘密保持義務と同様の義務を負います。

2 個人情報は、協議会の職員・参加施設及び連携する他の医療介護情報ネットワークの職員・運用保守サービス提供事業者のみが利用目的の範囲で利用します。ただし、同意者が自身の情報について公開範囲を設定できるため、参加施設・利用者は全ての同意者の情報を閲覧できるとは限りません。

3 協議会は、第2項の職員、事業者に対し、本規約に定める秘密保持義務と同様の義務を課します。

4 当ネットは将来、他地域における同種の「地域医療情報ネットワークシステム」と連携することがあります。この場合、同意者に個別通知はいたしません。が、WEB上で事前通知いたしますので、連携後の当ネットからのサービスの利用を停止・終了を希望される場合は、「サービス利用終了届け」を参加受付窓口へ提出するか協議会事務局まで郵送してください。「サービス利用終了届け」がない場合は、前記の他地域の「地域医療情報ネットワークシステム」との情報連携をご承諾いただいたものといたします。

5 上記4項にて、他ネットと将来連携した際、同意者の情報が連携先の他ネットに存在した場合、他ネットでの同意がなくても、当ネットは連携先の同意者情報を閲覧することにご承諾いただくものといたします。

(個人情報取扱いの委託)

第12条 「高知あんしんネット」の運営上、協議会が必要と判断した場合、運用保守サービス提供事業者へ個人情報の取扱いの一部を委託します。

2 個人情報の取扱いの一部を委託する場合、協議会は当該情報の安全管理が図られるよう、委託先を厳正に調査・選定し、必要かつ適切な監督を行います。また、運用・保守サービス提供事業者は運用・保守サービス提供の目的の範囲でのみ、個人情報を利用します。

(個人情報の保護)

第13条 協議会および参加登録施設の職員は、個人情報保護に関する法令等を順守し、参加同意住民の個人情報を本規約に定める目的以外に利用せず、漏洩せず、その取扱いに十分な注意を払うものとします。

(個人情報の第三者への提供)

第14条 「高知あんしんネット」で取り扱う個人情報の第三者への開示は、参加登録住民の同意がある場合、もしくは「高知あんしんネット」の運営に必要な業務委託先以外には法令で定める場合を除き行いません。

2 協議会は、「高知あんしんネット」が取り扱う健康・医療・介護に関する情報を第9条(4)(5)の利用目的に基づき、行政政策の検討及び研究を目的として、「高知あんしんネット」へ参加している医療施設へ提供する際には、容易に個人が特定できないよう識別性を低減するなど予め個人情報保護を目的とした加工を行います。

3 参加登録住民は、自身の個人情報を、第2項の利用を拒否することができます。拒否を希望する場合は、その旨を協議会所定の「参加申込書」、もしくは「参加申込内容変更届」に必要事項を記入し、協議会事務局まで提出してください。

(取得した個人情報の位置づけ)

第15条 「高知あんしんネット」で取扱う健康・医療・介護に関する情報は、診断等の基となる正規情報ではありません。正規情報は各施設の保有する情報であり、「高知あんしんネット」で取扱う情報は「施設から複製として提供された参考情報」と位置付けます。そのため、協議会や参加施設、運用・保守サービス提供事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面においても保証しません。

(自己情報の開示請求)

第16条 参加登録住民は、「高知あんしんネット」で取扱うご自身の個人情報の開示、訂正および利用停止などを求めることができます。開示等の請求を希望される場合、協議会に問合せの上、所定の手続きをお願いいたします。

2 参加同意住民から開示等の請求があった場合、請求される方がご本人であるための書類の提示や提出をお願いする場合があります。

3 参加登録施設から「高知あんしんネット」へ提供される診断・処方・検査結果等の健康・医療・介護に関する個人情報に関して、協議会は、これらを開示する権限を有しません。これらの開示等については、診断・処方・検査等を行った参加登録施設へ直接ご相談ください。

第4章 雑則

(免責事項)

第17条 協議会・参加登録施設・運用保守サービス提供事業者は、参加登録住民が「高知あんしんネット」を利用したこと、または利用できなかったことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 協議会・参加登録施設・運用保守サービス提供事業者は、「高知あんしんネット」の停止・中止等により発生した参加同意住民の損害について一切の責任を負いません。

(管轄裁判所)

第18条 「高知あんしんネット」の利用に関して住民と協議会の間に生ずるすべての紛争については、協議会の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規約の変更)

第19条 協議会は、必要があると認めるときは、参加登録住民への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 協議会は、規約変更後に変更内容を協議会が運営するWEBサイト等で公開します。参加登録住民が、利用を継続される限り、変更後の規約に同意されたものとみなします。

(問い合わせ窓口及び苦情解決の申し出先)

第20条 問い合わせ及び苦情は、以下で受け付けます。

一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会 事務局

附則

1 本規約は、2019年7月25日から適用します。

問合せ先：一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会

事務局：高知市鷹匠町2丁目1番4号 クレオ1F

連絡先窓口担当者：町田、三島 (TEL：088-802-5052 FAX：088-802-5053)

以上
初版 2019年7月25日制定